

4-1 都市機能誘導区域の及び誘導施設の設定方針・考え方

4-2 都市機能誘導区域の具体的な設定

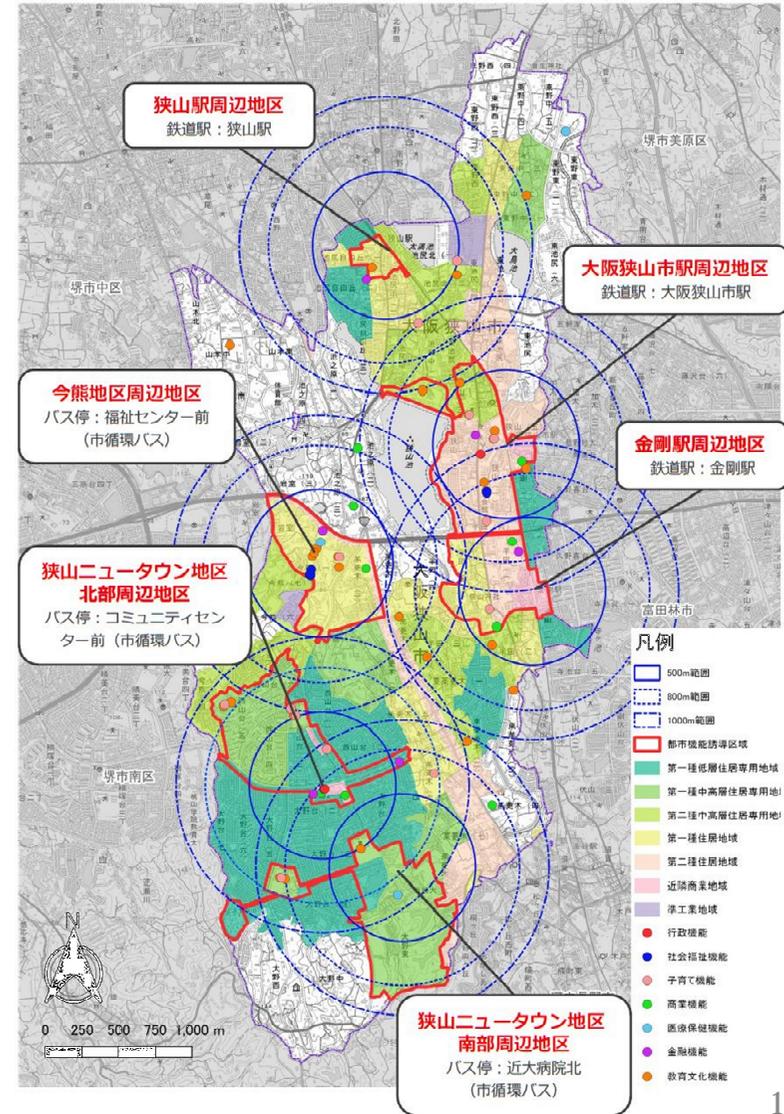
本市では、都市機能誘導区域及び誘導施設を位置付けるにあたり、以下の考え方に基づき検討を行います。

関連部局の意向、関連計画・関連事業等の検討状況を踏まえ、以下の内容を更新しています。

- 本計画において位置づける、**誘導施設一覧**と**法的根拠**
- 各都市機能誘導区域における誘導施設の記載表現**
- 各都市機能誘導区域に位置付けた**誘導施設の分布状況**
- その他の位置づけ**における具体的な記載表現

◆人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な誘導施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られる区域であること。	◆居住誘導区域内であること
◆上位関連計画、個別事業の進捗状況、各エリアの都市構造上の特徴や課題	◆都市活動の中心となる都市機能及び交通結節点機能の集約・維持向上等をめざす箇所であること。
◆その他の法令における区域指定状況等、誘導施設の分布状況、地形地物等の状況等を総合的に踏まえ、適切な区域の指定範囲および誘導施設の位置づけであること。	◆第2章で位置づけた各エリアにおける一体の区域で、誘導施設を含む区域であること
	◆その他の法令における区域指定状況等、都市機能増進施設の分布や土地利用の状況、誘導施設の位置づけ、地形地物の状況等を総合的に踏まえた区域及び誘導施設であること

No.	地区名（都市機能誘導区域）
1	金剛駅周辺地区
2	大阪狭山市駅周辺地区
3	狭山駅周辺地区
4	今熊地区周辺地区
5	狭山ニュータウン地区北部周辺地区
6	狭山ニュータウン地区南部周辺地区



4-3 誘導施設の具体的な設定

本計画では、下記施設を誘導施設の対象とします。

- 都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設
- 具体的な事業計画がある施設

解説

- 各都市機能誘導区域で、誘導することが望ましい施設として、誘導施設を位置づけています。
- 位置づけの無い施設についても、立地を妨げるものではありません。
- 各区域で位置のある誘導施設の休止・廃止の際は、『**休止・廃止の届出**』が必要です。
- 各区域で位置づけの無い誘導施設の建築・開発は、『**建築・開発行為の届出**』が必要です。
- 具体的な事業計画（**誘導施策**）があるものについては、内容を第7章に記載しています。

表 4-1 誘導施設の位置づけ (1/2)

誘導すべき機能	誘導施設
行政機能	市役所本庁舎機能を有する施設 ▶地方自治法第4条第1項に定める事務所 市役所支所機能を有する施設 ▶地方自治法第155条に定める支所又は出張所（ニュータウン連絡所）
社会福祉機能	老人福祉センター機能を有する施設 ▶老人福祉法第15条第5号に基づく施設 地域包括支援センター機能を有する施設 ▶介護保険法第115条の46に基づく施設 社会福祉相談機能または活動支援機能を有する施設 ▶大阪狭山市成年後見制度利用促進事業実施要綱第4条に基づく施設（権利擁護支援センター） ▶社会福祉法第14条に基づく施設（生活サポートセンター） ▶生活困窮者自立支援法第4条に基づく施設（生活サポートセンター） ▶大阪狭山市男女共同参画推進条例第20条に基づく施設（男女共同参画推進センター） ▶障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基づく施設（基幹相談支援センター、障がい者地域活動支援センター） ▶大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センターの設置及び管理に関する条例第1条に基づく施設（母子・父子及び心身障害者福祉センター）
子育て機能	地域子育て支援拠点機能を有する施設 ▶児童福祉法第6条の3第6項に基づく施設（地域子育て支援拠点事業） ▶児童福祉法第10条の3第1項に基づく施設（地域子育て相談機関） こども家庭センター機能を有する施設 ▶母子保健法第22条に基づく施設 ▶児童福祉法第10条及び第10条の2に基づく施設 保育所 ▶児童福祉法第39条に基づく施設 放課後児童会機能を有する施設 ▶児童福祉法第34条の8第1項に基づく施設

表 4-2 誘導施設の位置づけ (2/2)

誘導すべき機能	誘導施設
商業機能	スーパーマーケット等の商業機能を有する施設 ▶店舗面積500㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設を含む。）で生鮮食品を扱う施設
医療保健機能	医療機能を有する施設 ▶医療法第1条の5第1項に規定する病院（病床数20床以上） 休日診療機能を有する施設 ▶第8次大阪府医療計画に基づく初期救急医療機能を有する休日診療所 保健センター機能を有する施設 ▶地域保健法第18条第2項に基づく施設
金融機能	郵便局機能を有する施設 ▶日本郵便株式会社法第2条の4に規定する郵便局（もしくは簡易郵便局法第2条に規定する郵便窓口業務を行う施設）
教育文化機能	認定こども園機能を有する施設 ▶就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に基づく施設 図書館機能を有する施設 ▶図書館法第2条に規定する図書館 公民館機能を有する施設 ▶社会教育法第21条第1項に基づく施設 社会教育センター機能を有する施設 ▶大阪狭山市社会教育センター条例第1条に基づく施設 市民活動支援センター機能を有する施設 ▶大阪狭山市市民公益活動促進条例第8条により整備された活用場所 文化会館機能を有する施設 ▶大阪狭山市文化会館条例第1条に基づく施設 博物館機能を有する施設 ▶博物館法第2条に基づく施設 ▶大阪府立狭山池博物館条例第1条及び第2条に基づく施設 ▶大阪狭山市立郷土資料館条例第1条及び第3条に基づく施設 幼稚園機能を有する施設 ▶学校教育法第1条に基づく施設 小学校機能を有する施設 ▶学校教育法第1条に基づく施設 中学校機能を有する施設 ▶学校教育法第1条に基づく施設

※本計画では上記の誘導機能分類により誘導施設を記載していますが、個別の施設においては、必ずしも該当機能のみを有しているものではありません。

4-3 誘導施設の具体的な設定

前回からの大きな変更なし  
 文言表現、レイアウトの修正、図の追加程度

本市では、各都市機能誘導区域の課題や方向性を踏まえ、必要に応じてその他の位置づけを記載します。

**本位置づけはあくまで“エリアのイメージ”であり、個別の取組みにおいては位置づけも参考にしながら、個別検討を行う。**

表 4-3 その他の位置づけ

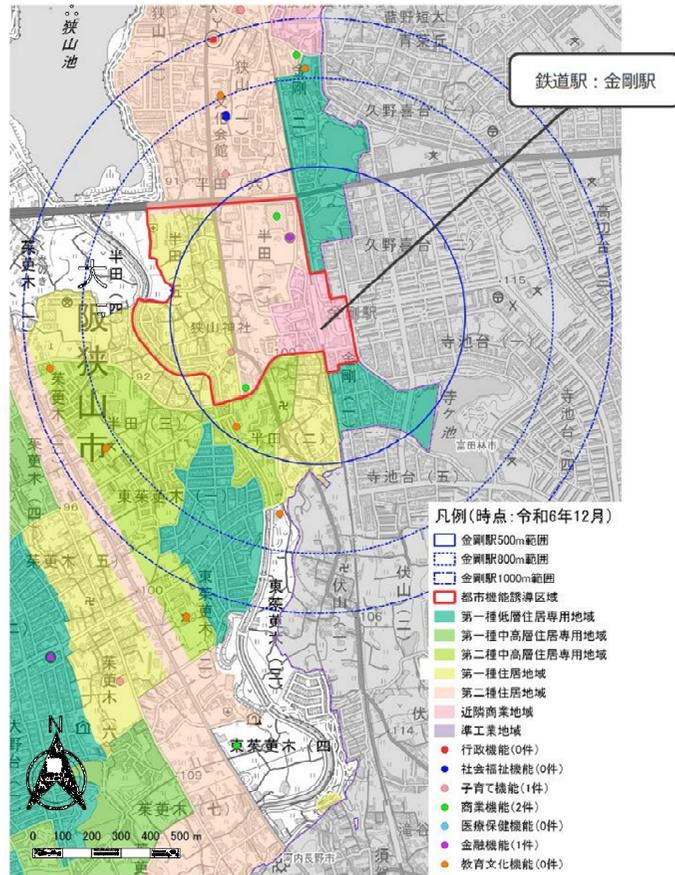
その他の位置づけ	概要	
交通結節点	複数の交通モード、路線系統等の乗り換え箇所など、公共交通ネットワークにおける交通結節点としての機能が必要な都市拠点の方向性を検討します。各拠点の特性や課題、めざすべき方向性を踏まえ、交通結節点としての将来イメージを位置づけます。	
屋外拠点	周辺の公園・緑地・緑道等のみどりを有する空間、駅前広場・道路空間等の屋外空間、公共施設や民間施設内の空地や広場、その他まとまりのあるオープンスペースなどにおいて、都市活動の拠点となる屋外空間の方向性を検討します。各拠点の特性や課題、めざすべき方向性、誘導施設と連携した活用可能性等を踏まえ、屋外拠点としての将来イメージを位置づけます。	
にぎわいの方向性	各拠点の特性や課題、めざすべき方向性を踏まえ、エリア一体における都市活動により、創出する“にぎわいイメージ”を検討します。	
	消費活動型 地域活動型	“にぎわいイメージ”の検討にあたっては、商業施設等の誘導施設や屋外拠点の有効活用などにより、都市の経済循環の一助となる“消費活動型”のにぎわい、または、市民活動や生涯学習など、当該エリアの活力向上や、市民のいきがい、シビックプライドの醸成等の一助となる“地域活動型”のにぎわいとして、将来イメージの方向性を位置付けます。
	ターゲット	都市活動の主体となる主なターゲットについて、当該エリアの周辺住民、市民全体、他市を含む来街者をターゲットとするのかについて、将来イメージを位置付けます。

4-4 各都市機能誘導区域と誘導施設の位置づけ

関連部局の意向、関連計画や事業等の検討状況を踏まえ、以下の内容を精査し、更新しています。

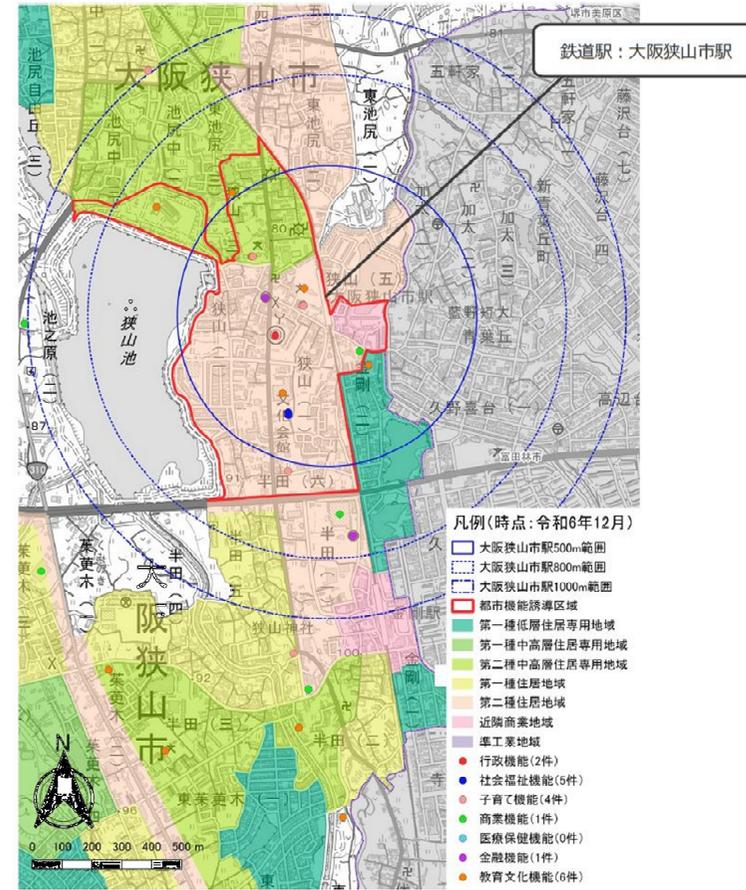
- \_\_ 誘導施設の位置づけと方向性
- \_\_ 既存の誘導施設の分布状況と件数
- \_\_ その他の位置づけの記載表現の見直し

金剛駅周辺地区



誘導する機能	子育て機能/商業機能/金融機能	
その他の位置づけ	交通結節点	該当あり
	屋外拠点	該当あり
	にぎわい	ターゲット: 来街者/市民全体/周辺住民 方向性: 消費活動型・地域活動型

②大阪狭山市駅周辺地区

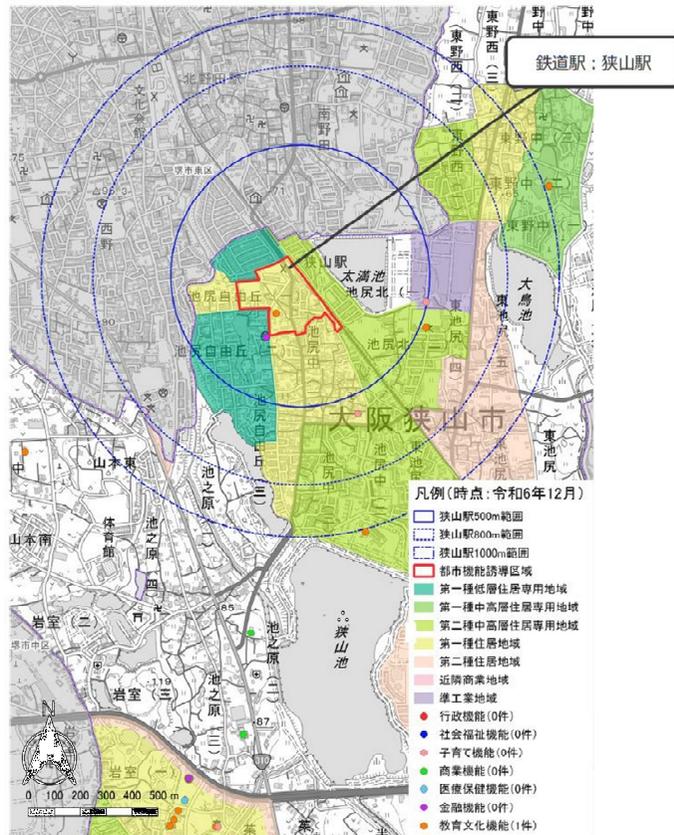


誘導する機能	行政機能/社会福祉機能/子育て機能/商業機能/金融機能/教育文化機能	
その他の位置づけ	交通結節点	該当あり
	屋外拠点	該当あり
	にぎわい	ターゲット: 来街者/市民全体/周辺住民 方向性: 消費活動型・地域活動型

4-4 各都市機能誘導区域と誘導施設の位置づけ

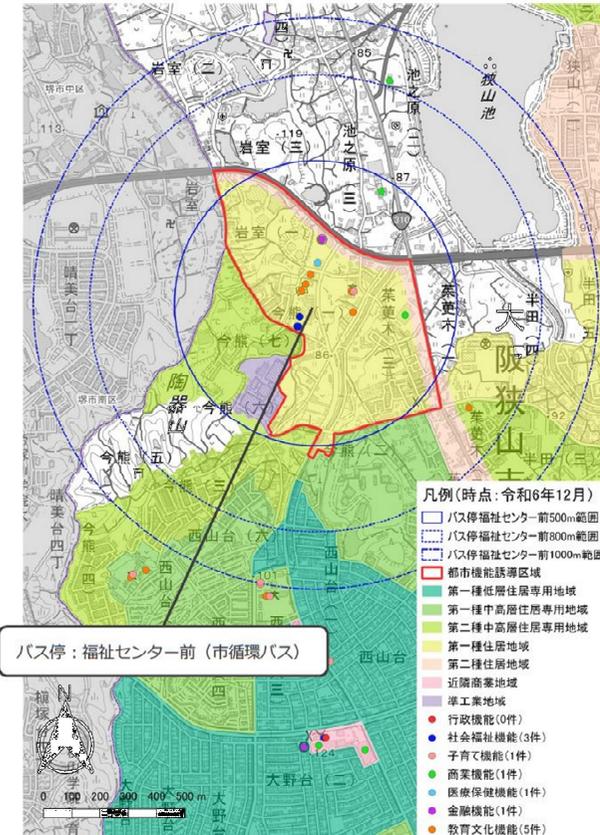
関連部局の意向、関連計画や事業等の検討状況を踏まえ、以下の内容を精査し、更新しています。  
 〃 誘導施設の位置づけと方向性 〃 既存の誘導施設の分布状況と件数  
 〃 その他の位置づけの記載表現の見直し

狭山駅周辺地区



誘導する機能		金融機能／教育文化機能
その他の位置づけ	交通結節点	該当あり
	屋外拠点	該当あり
	にぎわい	ターゲット：周辺住民 方向性：消費活動型

今熊地区周辺地区



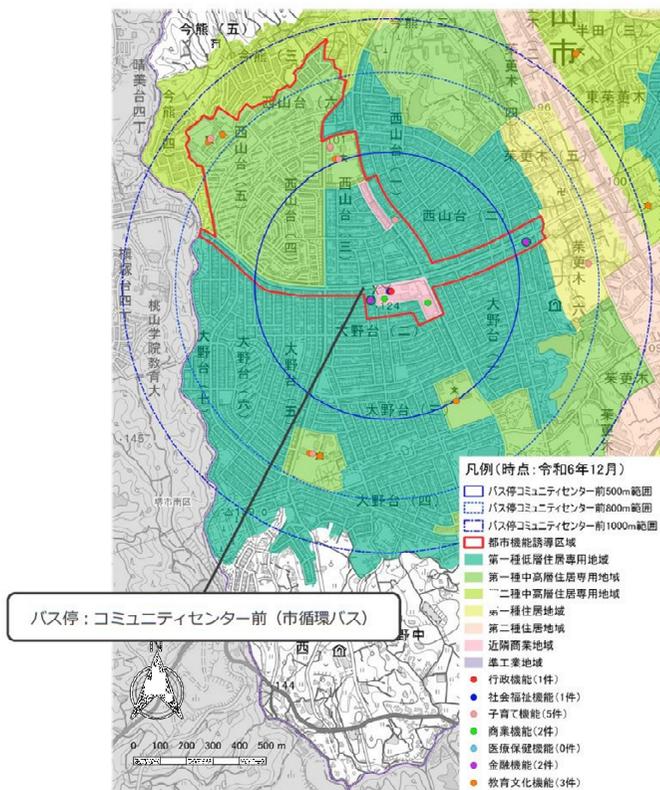
誘導する機能		社会福祉機能／子育て機能／商業機能／医療保健機能／金融機能／教育文化機能
その他の位置づけ	交通結節点	該当あり
	屋外拠点	該当あり
	にぎわい	ターゲット：来街者／市民全体／周辺住民 方向性：消費活動型・地域活動型

4-4 各都市機能誘導区域と誘導施設の位置づけ

関連部局の意向、関連計画や事業等の検討状況を踏まえ、以下の内容を精査し、更新しています。

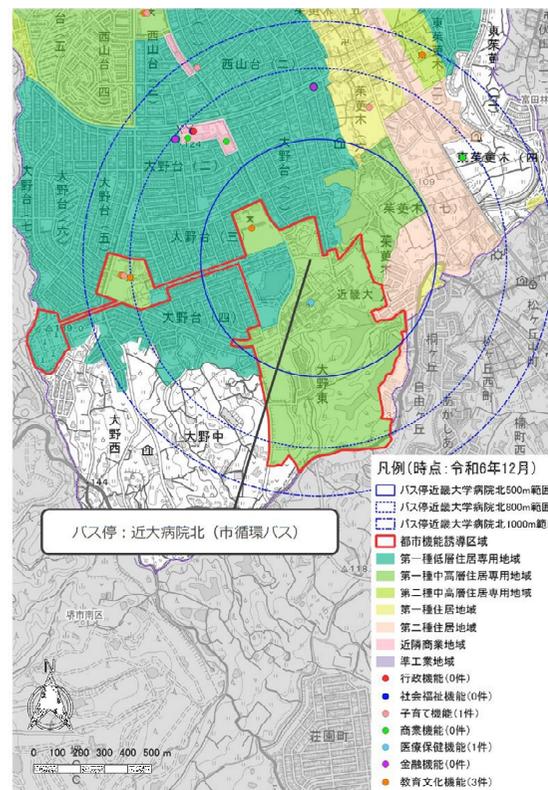
- \_\_ 誘導施設の位置づけと方向性 \_\_ 既存の誘導施設の分布状況と件数
- \_\_ その他の位置づけの記載表現の見直し

狭山ニュータウン地区北部周辺地区



誘導する機能	行政機能 / 社会福祉機能 / 子育て機能 / 商業機能 / 金融機能 / 教育文化機能	
その他の位置づけ	交通結節点	該当あり
	屋外拠点	該当あり
	にぎわい	ターゲット：周辺住民 方向性：消費活動型・地域活動型

⑥狭山ニュータウン地区南部周辺地区



誘導する機能	子育て機能 / 医療保健機能 / 教育文化機能	
その他の位置づけ	交通結節点	該当あり
	屋外拠点	該当あり
	にぎわい	ターゲット：来街者 / 市民全体 / 周辺住民 方向性：消費活動型・地域活動型

【第2回策定委員会の意見を踏まえた修正】  
位置づけの無い誘導施設の記載表現について

表 4-7 大阪狭山市駅周辺地区における誘導機能及びその他の位置づけ (記載イメージ)

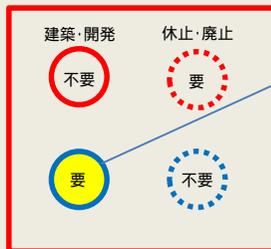
誘導する機能						その他の位置づけ			
行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育文化	交通結節点	屋外拠点	にぎわい
○	○	○	—	—	—	○	○	○	ターゲット：来街者/市民全体/周辺住民 方向性：消費・活動

表 4-8 大阪狭山市駅周辺地区における誘導施設の位置づけ (記載イメージ)

誘導機能	誘導施設	誘導の方向性
行政機能	市役所本庁舎機能を有する施設 市役所支所機能を有する施設	○中核的な行政機能及びそれを補完する行政機能を誘導します。
介護福祉機能	○機能を有する施設 ※公共施設再配置計画の状況を踏まえる	○高齢者や生活困窮者など、日常生活の介護見守り、困りごと等の相談や支援サービスを受けられることができる機能を誘導します。 ※公共施設再配置計画の状況を踏まえる
子育て機能	子育て支援センター機能を有する施設	○市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能を誘導します。
商業機能	—	—
医療機能	—	—
金融機能	—	—
教育文化機能	博物館機能を有する施設 文化会館機能を有する施設 ○機能を有する施設 ※公共施設再配置計画の状況を踏まえる	○来街者を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能を誘導します。 ○児童数増加（住民二重）の高い本エリアにおいては、地域のまちづくりや公共施設再編と連動した「学びの拠点」となるよう機能を誘導を図ります。 ※公共施設再配置計画の状況を踏まえる

補足説明

都市機能誘導区域 A



都市機能誘導区域 B



○ 区域 A に位置づけのある誘導施設

○ 区域 B で位置づけのある誘導施設

区域ごとの位置づけについて

- 4-1 に示す検討フローに基づき位置づけた、都市機能誘導区域ごとに、都市再生特別措置法及び都市計画運用指針を踏まえ、誘導施設を設定することとし、当該誘導施設については届出制度の対象とします。
- なお、誘導施設の位置づけについては、その他、各エリアの日常生活に必要な機能や交通結節点としての機能の立地を妨げるものではありません。

誘導する機能	行政機能/社会福祉機能/子育て機能/商業機能/金融機能/教育文化機能
交通結節点	該当あり
屋外拠点	該当あり
にぎわい	ターゲット：来街者/市民全体/周辺住民 方向性：消費活動型・地域活動型

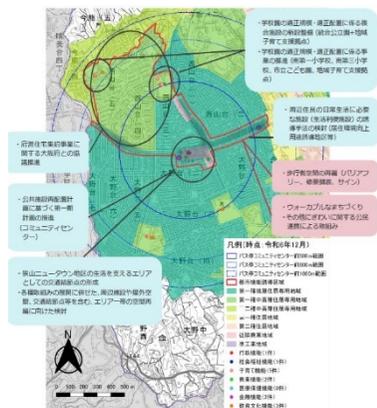
表 4-8 大阪狭山市駅周辺地区の都市機能誘導区域における誘導の方向性

誘導機能	誘導施設	誘導の方向性
行政機能	・市役所本庁舎機能を有する施設	○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、中核的な行政機能を誘導します。
社会福祉機能	・地域包括支援センター機能を有する施設 ・社会福祉相談機能及び活動支援機能を有する施設 (権利擁護支援センター/生活サポートセンター/男女共同参画推進センター/基幹相談支援センター)	○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、地域住民の保健医療及び福祉の増進を包括的に支援する機能を誘導します。 ○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、成年後見人制度に関する相談窓口や支援、自立した日常生活及び社会生活を送るための相談窓口や支援、男女共同参画に関する講座や相談窓口、日常生活での困りごとや障がいに関する相談窓口や支援機能等を誘導します。
子育て機能	・地域子育て支援拠点機能を有する施設 ・こども家庭センター機能を有する施設 ・保育所 ・放課後児童会機能を有する施設	○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、その他上位関連計画を踏まえ、子育て支援に関する指導・相談の窓口や活動拠点など、子どもの健全な育成を目的とした機能を誘導します。 ○子供をもつ世帯が日々の子育てに必要なサービスを受けられることができる機能を誘導します。
商業機能	・スーパーマーケット等の商業機能を有する施設 (店舗面積 500 m <sup>2</sup> 以上の商業施設で生鮮食品を扱う施設)	○日用品等の買い回りができる機能、来街者が利用できる飲食店、浴槽サービスとしての利用ができる店舗等の機能を誘導します。
医療保健機能	※本区域での誘導施設の対象としないため、開発・建築行為等に係る届出の対象とする	
金融機能	・郵便局機能を有する施設	○日常生活に必要なお金の引き出し、預け入れ等ができる機能を誘導します。
教育文化機能	・文化会館機能を有する施設 ・博物館機能を有する施設 ・小学校機能を有する施設 ・中学校機能を有する施設	○大阪狭山市公共施設再配置方針及び計画、大阪狭山市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施方針、その他上位関連計画を踏まえ、文化・芸術・地域の歴史等に触れる機会の提供や、文化の創造及び振興、地域の歴史等に関する資料の収集、保管、展示、調査、研究等、市民の文化的向上に資する機能を誘導します。 ○大阪狭山市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施方針、その他上位関連計画を踏まえ、より良い教育環境をめざした学校園機能を誘導します。

【第2回策定委員会の意見を踏まえた修正】

第一種低層住居専用地域を含めた都市機能誘導区域について

狭山ニュータウン地区北部周辺地区



狭山ニュータウン地区南部周辺地区



第7章誘導施策として、沿道サービスエリアにおける「居住環境向上用途誘導地区」の検討について記載。



① 都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設

誘導施設の方向性について

- 現在立地している施設及び機能の維持・向上を図り、都市機能誘導区域外への転出抑制や、都市機能誘導区域内への施設の移転・集約または新設により、誘導すべき機能をもつ施設(機能の複合化を含む)の立地誘導をめざします。
- 各誘導施設は立地する都市計画の内容(用途地域等)に基づくものとします。

○保育所、こども園は第一種低層住居専用地域でも立地可能

② 具体的な事業計画がある施設

誘導施設の方向性について

- 現在立地している施設及び機能の維持・向上や建替え、都市機能誘導区域内への施設の移転・集約または新設等による新たな機能をもつ施設(機能の複合化を含む)の立地を誘導します。
- 各誘導施設は立地する都市計画の内容(用途地域等)に基づくものとしますが、地域の特性や課題、個別事業等の検討状況及び進捗状況も踏まえ、必要とされる関連制度の適用(居住環境向上用途誘導地区等)や都市計画制の決定や変更等についても検討することとします。

- 既存施設は現状の充足状況(件数)を記載
- 事業計画(誘導施策)等のあるものは第7章で具体的に記載

【第2回策定委員会の意見を踏まえた修正】  
既存の誘導施設と具体的な事業計画等のある誘導施設について